

第 3 次宇都宮市環境基本計画等の見直しについて

1 第 3 次宇都宮市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）等の見直しについて

(1) 環境基本計画の見直し

ア 計画期間

令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間（環境基本計画の後期に当たる 5 年間）

イ 計画の位置付け

- ・ 第 6 次宇都宮市総合計画改定基本計画の分野別計画『魅力創造・交流の未来都市』の実現に向けての基本施策「環境への負荷を低減する」を実現するための計画
- ・ 市環境基本条例に定める計画

(2) 地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）（以下「実行計画」という。）の見直し及び策定

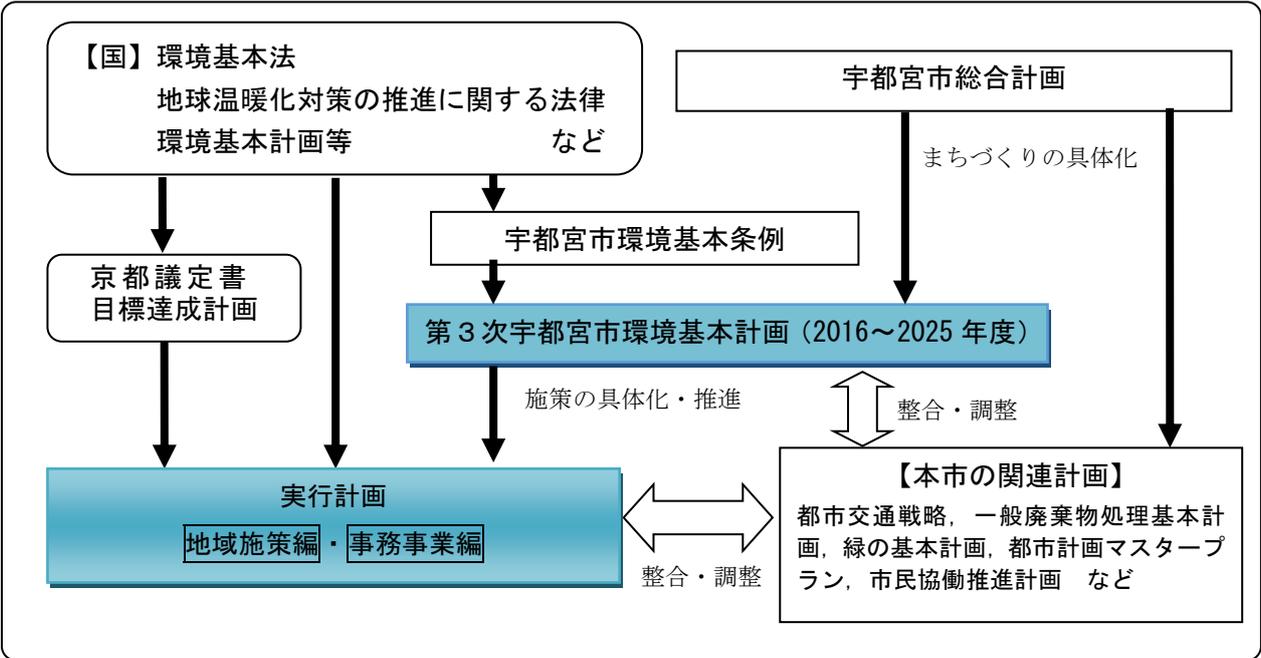
ア 計画期間

- ・ 区域施策編：令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間（計画の後期に当たる 5 年間）
- ・ 事務事業編：令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間

イ 計画の位置付け

- ・ 法第 20 条の 3 に定める地球温暖化対策地方公共団体実行計画
- ・ 「環境基本計画」における地球温暖化対策に資する取組を横断的にまとめた個別計画

【環境基本計画等の位置付け】



3 検討体制

(1) 環境審議会

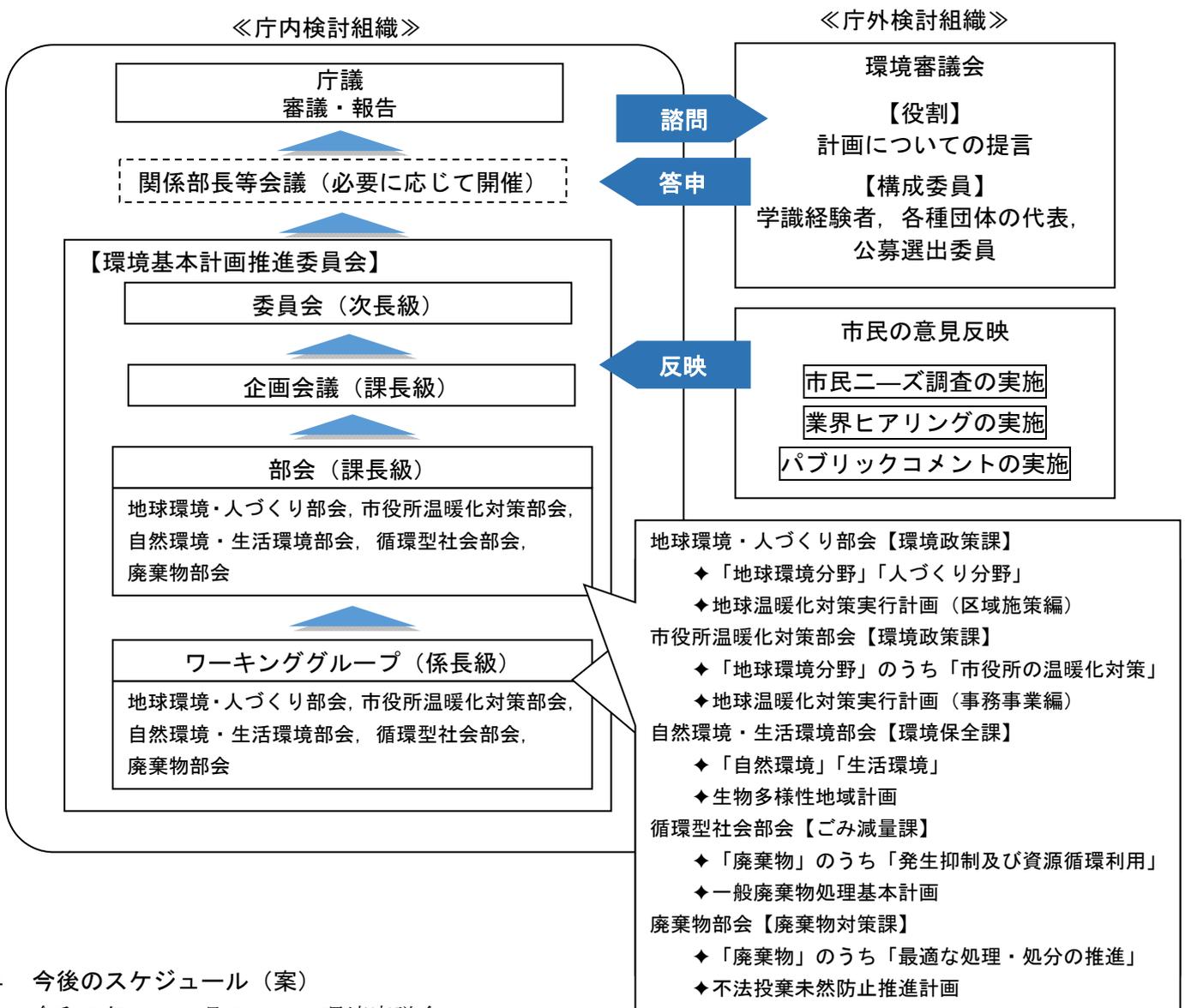
- ・ 環境基本計画について意見を述べる。
- ・ 環境の保全及び創造に関する基本的事項の調査審議

(2) 環境基本計画推進委員会／企画会議

- ・ 環境基本計画等の推進に関する必要な事項の審議及び決定 等

(3) 各部会／ワーキンググループ

- ・ 環境基本計画の各分野の施策について検討
- ・ 環境基本計画の他、各部会において所掌する計画について検討



4 今後のスケジュール（案）

令和2年	1月28日	環境審議会
	3月 下旬	環境審議会への諮問（計画見直し・策定について）
	4月～	計画見直しに係る各種会議等の開催
	10月頃～	計画素案の作成
令和3年	1月～	パブリックコメントの実施
	3月	環境審議会からの最終答申，計画決定，公表